

庄内地区まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、庄内地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、都城市庄内地区公民館(以下「地区公民館」という。)内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地区公民館を中心とした地域社会(以下「地区」という。)を活動の対象範囲とし、地区内の各種団体の連携強化を図り、地区住民の総意に基づき、協働して自主的、主体的に地域活動を開拓し、住みよい地域社会の構築を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議し、必要な施策を推進する。

- (1) 地区の総合的施策に関する事項
- (2) 地区内の各種団体の事業活動に関する事項
- (3) 地区の広報宣伝に関する事項
- (4) 地区「まちづくり」のためのイベント等施策に関する事項
- (5) 市の行政施策に対する支援・協力・要望に関する事項
- (6) その他目的達成に必要な事項

第2章 組 織

(組織)

第5条 協議会は、地区住民及び地区内の各種団体等(以下「地区住民」という。)をもって構成する。

2 前項の各種団体等及びその代議員数は、別に規程で定める。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 部会長 5名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 監事 2名

(選任)

第7条 会長、副会長、及び監事は、運営委員会で推薦し、総会において選出する。

2 理事は、自治公民館長及び別途規程で定めた各組織の連携長をもってあてる。

3 部会長は、各専門部会において選出する。

4 事務局長は会長が委嘱する。

(職務)

第8条 役員の所掌任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、各組織の意見等を集約し、運営委員会に提議するとともに、運営委員会の審議内容等を組織に報告する。
- (4) 部会長は、部会を総括する。また、部会員の意見等を集約し、運営委員会に提議するとともに、運営委員会の審議内容等を部会に報告する。
- (5) 事務局長は、事務を総括する。
- (6) 監事は、協議会の事業および会計を監査し、その結果を総会に報告する。報告をするために必要がある場合には、総会を招集することができる。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期終了後、初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 任期中の役員に欠員が生じた場合の補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、前項による役員を補充するときは、運営委員会で承認を受け、総会にこの旨を報告しなければならない。
- 5 運営委員及び代議員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 6 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(報酬等)

- 第10条 役員には、活動費を支給する。役員の活動費については、別に規程で定める。

(顧問)

- 第11条 協議会に若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、会長の要請により会議に出席して、意見を述べることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、会長が運営委員会の承認を経て別に定める。

(会議の種類)

- 第12条 協議会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会、運営委員会及び各専門部会とする。

(会議の招集・構成)

- 第13条 定期総会・役員会・運営委員会は、会長が招集し、専門部会は部会長が招集する。
- 2 定期総会は、年1回とし、毎年4月末日までに招集する。
- 3 臨時総会については、代議員の3分の1以上のものから書面による要求があったとき、または運営委員会において必要と認めたときに、会長が招集する。また、第8条第1項第6号の規定によるときは、監事が招集する。
- 4 役員会は、会長、副会長、事務局長及び自治公民館連絡協議会長で構成し、本協議会の企画提案にあたる。
- 5 運営委員会は、会長、副会長、理事、部会長、事務局長で構成し、必要に応じて会長が招集する。

(会議の議長)

- 第14条 総会にあっては、出席代議員の中より選出された者、運営委員会にあっては会長が、部会にあっては部会長がそれぞれ議長となる。

(情報の公開)

- 第15条 協議会の会議・会議録等については、原則として公開とする。
- 2 協議会は、地区住民から会計帳簿等、協議会の運営に関する書類の閲覧請求があったときは、これに応じなければならない。

(報告)

- 第16条 協議会は、毎年度の総会において、第18条第1項各号の事項について議決があつたときは、地区住民に公表する。

第3章 総 会

(総会)

- 第17条 総会は、代議員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を要する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 2 総会は、協議会の最高議決機関であり、協議会の役員、事務局員及び第5条第1項に定める各種団体等から選出された代議員をもって構成する。
- 3 やむを得ない理由により総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の協議事項)

第18条 総会では、次の各号に掲げる事項を協議し、決定する。

- (1) 事業計画・事業報告に関する事項
- (2) 予算・決算に関する事項
- (3) 規約の変更等に関する事項
- (4) 役員の承認に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関し、必要と認められる事項
- (6) 解散に関する事項

第4章 運営委員会

(運営委員会の任務)

第19条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を協議し、決定する。

- (1) 事業計画の策定に関する事項
- (2) 予算・決算の作成に関する事項
- (3) 規約及び規程の制定または改廃に関する事項
- (4) 部会報告の審議に関する事項
- (5) 行政当局との案件に対する各種事項の処理に関する事項
- (6) 事業報告に関する事項
- (7) 専門部会活動に対する指導・助言に関する事項
- (8) 顧問に関する事項
- (9) その他、会長が必要と認める事項

第5章 専門部会

(専門部会の設置)

第20条 協議会の事業を推進するために次の専門部会を置く。なお、活動内容は、別表に定めるところとし、地域の振興および地域課題の解決に向けて、他の専門部会および各種団体等との連携に努め、事業を主体的に計画、実施する。

- (1) 自治公民館活動部会
- (2) 地域づくり部会
- (3) 教育文化活動部会
- (4) 健康福祉部会
- (5) 環境整備部会

2 専門部会を構成する団体は、別途規程に定めるとおりとし、いずれかの部会に所属するものとする。

3 各専門部会に、部会長1名及び副部会長若干名、幹事若干名を置き、当該専門部会の互選により選出する。

4 各部に幹事会を設けることができる。各部の幹事会は、部会長、副部会長、幹事をもって構成する。専門部会・幹事会は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。部会長に事故あるときは、副部会長がこれを代行する。

5 部会の書記は各々の部会で選出するものとし、議事録を事務局に提出する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第21条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ①設立当初の財産目録に記載された財産
- ②委託料
- ③交付金
- ④補助金
- ⑤寄附金
- ⑥基金
- ⑦その他の収入
- ⑧地区公民館使用料(指定管理者等になった場合)

(資産の管理)

第 22 条 協議会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、会長が運営委員会の承認を経て別に定める。

(支出)

第 23 条 協議会の支出は、総会で議決された予算に基づき行なう。

(事業計画及び予算の軽微な変更)

第 24 条 事業計画及び予算の軽微な変更は、運営委員会の承認を経て行なうことができる。この場合においては、会長は、変更した内容について、総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第 25 条 会長は、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、運営委員会の承認を経て、予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算等)

第 26 条 この協議会の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(剰余金の処分)

第 27 条 この協議会の決算において、剰余金を生じたときは、次年度事業に繰り越すものとする。

(会計年度)

第 28 条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

7章 規約の変更

(規約の変更)

第 29 条 この規約を変更しようとするときは、総会出席者の3分の2以上の同意を要するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第 30 条 協議会の事務を処理するために、協議会に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長1名及び事務局員若干名を置く。また、事務局員には、行政職員をおくことができる。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、会長が運営委員会の承認を経て別に決める。

(例:専決及び代決事項、職員の給与その他待遇に関する必要な事項)

(事務局の任務)

第 31 条 事務局の任務は次のとおりとする。

- (1) まちづくり協議会全体の事業計画の立案に関すること
- (2) 予算・決算・実績報告及び会計事務に関すること
- (3) 協議会の運営に関すること
- (4) 専門部会間の事業活動の総合調整に関すること
- (5) 各専門部会活動の指導・助言に関すること
- (6) 行政機関・その他関係団体との連絡調整に関すること
- (7) 総会・役員会・運営委員会の書記に関すること
- (8) 他の部門に属さない事項の提議及び整理・処理に関すること

第9章 広報委員会

(広報委員会)

第 32 条 協議会の広報を処理するために、協議会に広報委員会を設置する。

2 広報委員会には、委員長1名及び委員若干名を置く。なお、委員長・委員は、他の専門部会と兼務することができる。

3 広報委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、会長が運営委員会の承認を経て別に決める。

(広報委員会の任務)

第33条 広報委員会の任務は次のとおりとする。

- (1)まちづくり協議会全体の広報に関すること
- (2)「まちづくり協議会だより」の発行
- (3)「まちづくり協議会ホームページ」の運営

第 10 章 雜則

(雑則)

第 34 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項については、別に規程で定める。

附則

この規約は、平成22年6月30日から施行する。

この規約は、平成25年4月25日に改正施行する。

この規約は、平成26年4月23日に改正施行する。

この規約は、令和2年4月1日に改正施行する。

この規約は、令和3年4月1日に改正施行する。

別表(第20条第1項関係)

専門部会名	「活動」及び「運営」の基準
1 自治公民館活動部会	自治公民館活動の推進の役割 (内容) <ul style="list-style-type: none">・自治公民館相互の連携・情報交換・行政との連携・情報交換・地区行事の推進
2 地域づくり部会	地域・産業振興など地域活性化の役割 (内容) <ul style="list-style-type: none">・地域振興に関する事業・産業振興に関する事業・観光振興に関する事業
3 教育文化活動部会	明日の庄内を支える人づくりと歴史・文化の薫るまちづくりを目指す (内容) <ul style="list-style-type: none">①地域の教育力の向上<ul style="list-style-type: none">・生涯学習の拠点づくりを行い、地域交流・世代間交流を促進する・地域の教育力の学校への活用を促進する・青少年を守り育てる地域づくりを促進する②スポーツ人口の拡大と競技力の向上<ul style="list-style-type: none">・継続してスポーツに親しむ環境づくりを促進する・スポーツクラブの育成と競技力の向上を図る③歴史・文化の振興と次世代への継承<ul style="list-style-type: none">・歴史と文化遺産の保存・活用を図る・文化団体や文化活動者の育成を図る
4 健康福祉部会	健康・福祉施設、関係団体の連携による高齢者・障がい者福祉、子育て支援、健康づくり等、地域福祉事業の推進の役割 (内容) <ul style="list-style-type: none">・高齢者、認知症、障がい者、一人暮らし世帯の見守り支援・生きがいサロンづくり・学童保育等を中心とする子育て支援・子育ての支援・健康づくりの推進・この他、健康福祉ネットワーク、地域福祉の推進に関する事業
5 環境整備部会	環境美化清掃、リサイクルの推進など環境整備の役割 (内容) <ul style="list-style-type: none">・環境美化・一斉清掃の推進・ごみ減量・リサイクルの推進・環境保全 防犯・防災、交通安全、見守りパトロールなど住民の安全・安心な確保の役割 (内容) <ul style="list-style-type: none">・自主防災・防火・防犯の推進・交通安全の推進・安心安全な地域づくりの推進・子ども安全パトロールの推進・環境保全の推進

庄内地区まちづくり協議会運営規程

平成28年4月19日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、庄内地区まちづくり協議会規約（以下「規約」という。）第34条の規定に基づき、会の運営に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(各種団体等)

第2条 規約第5条第2項に規定する各種団体等及びその代議員数は、別表1のとおりとする。

(各組織)

第3条 規約第7条2項に規定する各組織は、別表2のとおりとする。

(報酬)

第4条 規約第10条に規定する役員の活動費は、会長 120,000円、副会長 20,000円、部会長 20,000円、事務局長 120,000円、監事 2,000円とする。

(専門部会)

第5条 規約第20条第2項に規定する専門部会の構成員は、別表3のとおりとする。

(費用弁償)

第6条 代議員が協議会に関する会議に出席したときは、当該出席者に対して1日当たり500円の費用弁償を支払うものとする。

2代議員が出張するときは、必要に応じ別途費用弁償を行う。

附 則

この規程は、平成22年6月30日より施行する。

この規程は、平成24年4月25日に改正施行する。

この規程は、平成25年4月25日に改正施行する。

この規程は、平成26年4月23日に改正施行する。

この規程は、平成28年4月26日に改正施行する。（別表1改正）

別表1 (運営規程第2条関係)

団体等名	代議員数
自治公民館連絡協議会	10名
壮年団体連絡会	2名
高齢者クラブ連絡協議会	2名
庄内中学校PTA	1名
庄内小学校PTA	1名
乙房小学校PTA	1名
菫子野小学校PTA	1名
青少年育成協議会	2名
民生委員児童委員協議会	4名
体育協会	2名
交通安全協会庄内支部	3名
ボランティア連絡協議会	2名
庄内地区社会福祉協議会	3名
莊内商工会	2名
食生活改善推進協議会	2名
都城市消防団都城方面隊庄内分団	3名
J A都城庄内支所	2名
民俗芸能保存会	2名
社会福祉施設	2名
庄内土地改良区	2名
庄内の昔を語る会	1名
関之尾むかえびとの会	1名
都城地区建築業協会庄内・西岳支部	1名
志和池・庄内・西岳地区地域包括支援センター	1名
特定非営利活動法人手仕事舎そうあい	1名
庄内健康づくり会	1名
小計	55名
公募によるもの	30名以内

別表2 (運営規程第3条関係)

理事構成団体	各自治公民館長 壮年団体連絡会 高齢者クラブ連絡協議会 民生委員児童委員協議会 体育協会 交通安全協会庄内支部 ボランティア連絡協議会 庄内地区社会福祉協議会 都城市消防団都城方面隊庄内分団 青少年育成協議会 PTA連絡協議会
--------	---

別表3 (運営規程第5条関係)

部会名	構成団体および構成員
1 自治公民館活動部会	自治公民館長
2 地域づくり部会	自治公民館連絡協議会、壮年団体連絡会、高齢者クラブ連絡協議会、庄内中PTA、庄内小PTA、乙房小PTA、菓子野小PTA、青少年育成協議会、
3 教育文化活動部会	民生委員児童委員協議会、体育協会、交通安全協会庄内支部、ボランティア連絡協議会、庄内地区社会福祉協議会、
4 健康福祉部会	庄内商工会、食生活改善推進協議会、都城市消防団都城方面隊庄内分団、JA都城庄内支所、民俗芸能保存会
5 環境整備部会	社会福祉施設（白寿園・乙房苑）、庄内土地改良区、庄内の昔を語る会、関之尾むかえびとの会 公募によるもの

イメージ図

